政令第　　号

電気事業法施行令及び電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の託送供給等約款の認可の申請の期限等を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第百十四条第一項並びに電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第十六条第四項及び第二十五条の十第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（電気事業法施行令の一部改正）

第一条　電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項中「第十八条第一項から第三項まで」を「第十七条の二第一項、第四項及び第六項、第十七条の三第一項及び第二項、第十八条第一項、第二項」に、「第十九条」を「第十九条第一項及び第二項」に、「並びに第二項及び第三項（これらの規定を」を「及び第三項（」に改める。

（電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の託送供給等約款の認可の申請の期限等を定める政令の一部改正）

第二条　電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の託送供給等約款の認可の申請の期限等を定める政令（平成二十七年政令第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の表第十五条第二項の項中「若しくは第七項」を削り、「第十八条第一項」の下に「若しくは第四項」を加え、同表第十九条第三項の項を次のように改める。

第十九条第三項	第一項後段	改正法附則第十八条第一項後段
	供給約款	特定小売供給約款
	又は第七項	の規定又は改正法附則第十八条第四項

第三条の表第十九条第六項の項及び同表第十九条第七項から第十項までの項を削り、同表第二十条の項中「同条第四項」の下に「若しくは第七項」を加え、「前条第四項」を「第十九条第四項の規定若しくは改正法附則第十八条第四項」に改め、同表第二十一条第一項の項及び同表第二十三条第一項の項中「同条第四項」の下に「又は第七項」を、「第十九条第四項」の下に「の規定又は改正法附則第十八条第四項」を加え、同表第六十六条の十第一項第二号の項中「第十項又は第二十三条第一項」を「第二十三条第一項の規定又は改正法附則第十八条第七項」に改め、同表第百十条第一項の項中「若しくは第十項」を削り、

「第十八条第一項」の下に「若しくは第七項」を加え、同表第百十八条第一号の項中「又は第十項」を削る。

第七条第一項中「及び第十項」を削り、「及び第二項」を「及び第七項」に改める。

附　則

この政令は、強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。

理　由

強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、一般送配電事業者の収入の見通しの承認に関する報告の徴収等の経済産業大臣の権限を電力・ガス取引監視等委員会に委任する等の必要があるからである。